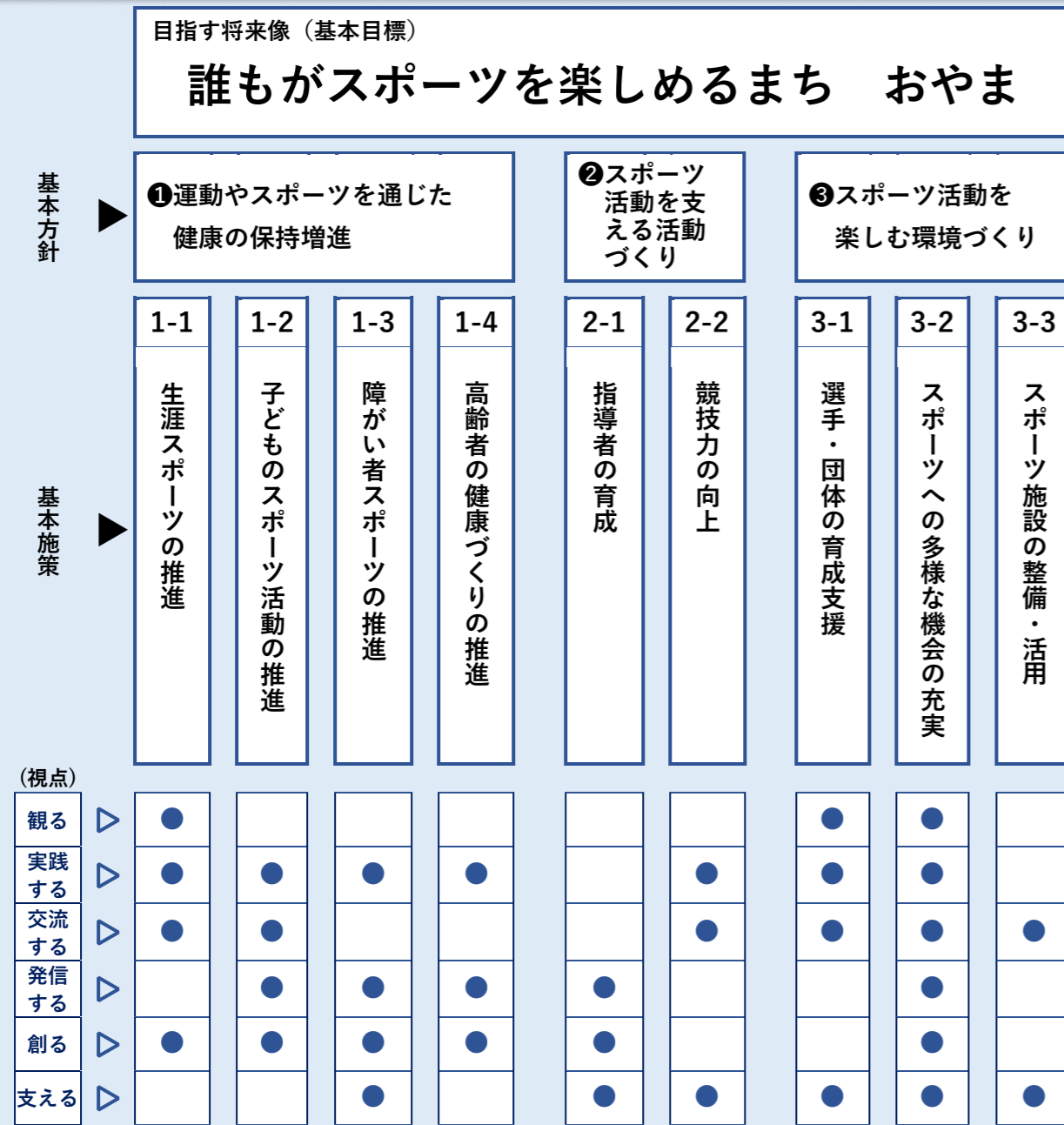


## ■施策の体系



11 住み続けられるまちづくりを | 17 パートナースhipで目標を達成しよう

◀「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2015年の国連サミットで採択されたよりよい世界を目指すための国際目標です。小山町ではスポーツ・レクリエーション分野については、特に関連するゴール（目標）として、【11：住み続けられるまちづくりを】と【17：パートナーシップで目標を達成しよう】を設定しています。

## 4 推進体制

### ■計画の推進体制

本計画は、町、町民、地域、スポーツ団体、事業者などの各主体が、連携・協働しながら推進します。また、本計画に位置付けた取組を着実に進めていくために、きっかけづくりに主眼をおいたプログラムを検討しながら、スポーツ活動の推進に努めます。推進にあたっては、観光、まちづくり、福祉、産業その他関連分野の関係部署との連携・調整を図りながら、取り組みを進めます。

### ■進行管理

施策の進行管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルにより適切に行い、毎年「スポーツ振興審議会」において、取組の進捗状況を確認します。また、町民のニーズなどの変化等を考慮し、令和7年度に中間見直しを行い、本計画の最終年度（次期計画の見直し時）には、評価と検証を行います。

# 小山町スポーツ振興基本計画

令和4年度から ▶▶▶ 令和12年度まで

概要版

[令和4年3月]

計画本編は小山町のホームページから閲覧できます



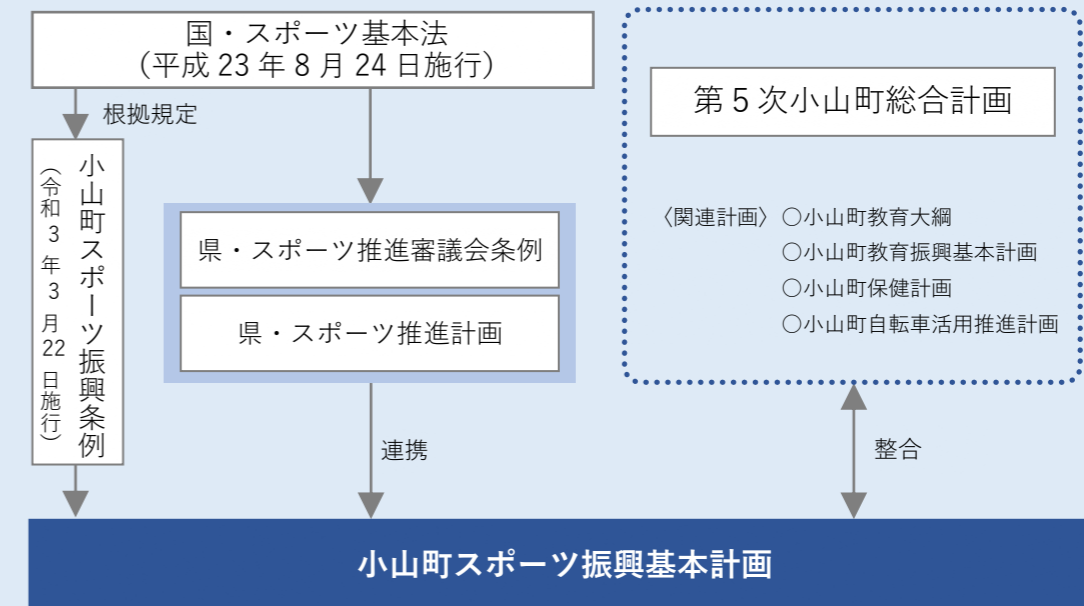
## 1 はじめに

### ■小山町スポーツ振興基本計画の目的

『小山町スポーツ振興基本計画』は、「小山町スポーツ振興条例」に基づきスポーツの振興に関する施策の方向性を明確にすることで、スポーツ振興の目指す姿に向けて町と町民等が相互に連携協力を図り、地域でのスポーツを総合的かつ計画的に推進するとともに、町民の心身の健全な発達及び明るく豊かな町民生活の向上に寄与することを目的として、策定しました。

### ■計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第5次小山町総合計画」の分野別計画の一つです。推進にあたっては、第5次小山町総合計画、その他関連計画との整合を図るとともに、国・県の法令や計画等との連携にも配慮します。



### ■基本理念（小山町スポーツ振興条例 第3条）

本町では、スポーツの振興を図る上での基本となる考え方を「基本理念」として、小山町スポーツ振興条例第3条に以下の4点を定めています。

- 1 スポーツの振興に当たっては、町民等、地域、スポーツ団体、事業者及び町が協働して進めなければならない。
- 2 スポーツの振興に当たっては、町民等一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、スポーツ活動を通して、健康の保持増進に努めなければならない。
- 3 スポーツの振興に当たっては、全ての町民等が生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができる機会が確保されなければならない。
- 4 スポーツの振興に当たっては、スポーツ活動を通じ、スポーツ交流人口の拡大及び地域の活性化が図られなければならない。

## 2 目指す将来像

### ■目指す将来像（基本目標）

#### 誰もがスポーツを楽しめるまち おやま

町民の誰もが運動習慣を身に付け、心身ともに健康になり、さらにスポーツ活動が地域の一体感や活力の向上につながっていくことを目指し、身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。また、選手・団体、指導者の育成など、スポーツを支える活動を支援します。

### ■施策の視点

本計画では、次の6つの視点に基づき、施策の基本的方向を策定しています。

観る	▶	日常生活において、町民が多様なスポーツを「観る」機会の創出に取り組みます。
実践する	▶	町民の誰もがスポーツを「実践する」ことができる環境を整えます。
交流する	▶	スポーツを通して町内外の人や地域と「交流する」機会を創出し、更なるコミュニティづくりを推進します。
発信する	▶	スポーツに関する情報を広く「発信する」ことでスポーツ人口の増加を図るとともに、まちの魅力を内外に伝えます。
創る	▶	スポーツに関する制度や本町独自のゆるいスポーツを「創る」ことで、スポーツ振興を図ります。
支える	▶	スポーツ活動を人的・経済的な面などについて「支える」ことで人材育成や環境整備に取り組みます。

## 3 施策の展開

### ■基本方針1 運動やスポーツを通じた健康の保持増進

スポーツ観戦ができる環境を整え、親しみをもち、仕事や家事で忙しくても自宅周辺などで気軽に実施することができるようなスポーツの促進などで、町民の健康の保持増進を推進します。

#### 1-1 生涯スポーツの推進

■町民誰もが仕事や家事で忙しくても、お年寄りになっても健康や体力を維持しつづけられるよう、スポーツに参加及び観戦する機会と多世代にわたるスポーツ交流の機会を提供します。

取組例：スマートフォンアプリの活用／各種体操の参加機会の拡充／ゆるいスポーツの考案と普及

#### 1-2 子どものスポーツ活動の推進

■子どもの体力向上及びスポーツ活動を推進するため、子ども向けスポーツ教室の実施やスポーツ少年団への加入促進などを支援します。

取組例：親子向けスポーツイベントの開催／スポーツ少年団の加入促進に向けた発信

#### 1-3 障がい者スポーツの推進

■障がいのある方でも楽しめるスポーツイベント等の充実や身近なスポーツ体験等への支援、すべての町民への障がい者スポーツに関する情報提供により、共生社会の実現に向けて障がい者スポーツを推進します。

取組例：障がい者スポーツに関する講座の開催／障がい者がスポーツに参加するための支援

#### 1-4 高齢者の健康づくりの推進

■高齢者向けのスポーツ教室・イベント等により高齢者のスポーツの習慣づくりを促進します。

■健康やスポーツに関する情報を発信し健康に関する関心を高めます。

取組例：健康増進を兼ねたスポーツイベントの開催／高齢者も参加しやすい情報発信

### ■基本方針2 スポーツ活動を支える活動づくり

スポーツ指導者になろうとする方への支援や選手育成のための支援、スポーツ推進委員の活動支援を推進します。

#### 2-1 指導者の育成

■研修機会を拡充するとともに、スポーツ推進委員の活動に関して積極的に情報を発信し、認知度の向上やスポーツを支える人材への関心を高めます。

取組例：スポーツ推進委員活動の情報発信／資格取得費補助制度の創設

#### 2-2 競技力の向上

■トップアスリートを招待し指導してもらう機会を拡充するとともに、東海大会（小中学生のみ）、全国大会以上の大会や駿東地区レクスポ大会に出場する選手に対する奨励金の交付などで競技力の向上を支援します。

取組例：トップアスリート等との交流機会の拡充／海外チャレンジへの助成

### ■基本方針3 スポーツ活動を楽しむ環境づくり

他の地域のスポーツ団体との交流や、各地区のスポーツ活動機会の充実、オリンピック・パラリンピックレガシーを含む町内の体育施設の整備や活用を見直すことによる町民がスポーツ活動を楽しむ環境づくりなどを推進します。

また、旅館組合やホテルと連携した誘客やスポーツツーリズムの受入体制の強化や施設整備にも取り組みます。

#### 3-1 選手・団体の育成支援

■NPO 法人小山町体育協会やスポーツ少年団、その他スポーツ団体と協働し、国内外でのスポーツ交流やトップアスリートとの交流機会を拡充することで、選手・団体の育成を支援します。

■旅館組合・ホテルと連携し町外のスポーツ団体を呼び込み、町内の選手・団体との接点を用意することで、町内の選手・団体は遠征に行かずともスポーツを通じた交流を推進します。

取組例：富士マラソンフェスタへの有名選手の招待／町外のスポーツ団体との交流による選手の育成

#### 3-2 スポーツへの多様な機会の充実

■すべての町民が身近な場所でスポーツ活動に参加できるよう、各地区のスポーツ活動を推進します。

■町内外の団体との情報共有や町内団体の情報発信の支援、助成要綱の作成、スポーツ観戦の機会の提供などでスポーツ活動に参加する多様な機会を充実します。

取組例：各地区体育・スポーツ行事への支援／本町関連選手の情報発信

#### 3-3 スポーツ施設の整備・活用

■オリンピック・パラリンピックレガシーを含むスポーツ施設や公園等の改修整備を進めるとともに、スポーツ施設を有効活用し、スポーツ合宿等による町外団体の利用促進やスポーツ団体の交流の促進を図ります。

■ゴルフ場やレース場など関連施設による交流人口の増加を進めながら、スポーツツーリズムを推進します。

取組例：スポーツ施設や公園等の改修／ゴルフ場やレース場などを活用したイベントや合宿